

問1 70歳から74歳の一部負担金割合の段階的な見直しに当たって、誕生日ごとに平成26年4月以降の一部負担金割合がどのようになるのか具体例を示してほしい。

(答)

具体例は以下のとおり。

誕生日	平成26年4月診療分の一部負担金割合	平成26年5月診療分の一部負担金割合
昭和19年 3月31日まで	1割(特例措置)	1割(特例措置)
昭和19年 4月1日	1割(特例措置)	1割(特例措置)
昭和19年 4月2日から 5月1日まで	3割	2割

問2 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」(平成25年12月24日付け事務連絡)第2の3②「特例措置対象被保険者等に係る高齢受給者証の更新に当たっては、『一部負担金割合』欄の記載について、『2割(75歳到達まで特例措置により1割)』と記載する。」とあるが、単に「2割(特例措置により1割)」と記載してもよいか。

(毎年高齢受給者証の更新時には所得の判定を行い、一部負担金割合が変わる可能性があるにもかかわらず、75歳到達まで1割であると被保険者に誤解を与えるおそれがあるため。)

(答)

「2割(特例措置により1割)」と記載しても差し支えない。

問3 70歳代前半の被保険者に係るレセプトについて、生年月日以外に2割負担と1割負担の区別が出来るような区分の記載（例えば特記事項など）を新たに追加することになるのか。

（答）

今般の見直しでレセプトへの特記事項の追加は行わない。

区別の方法としては、被保険者の生年月日により2割負担と1割負担の判別を行うこととなる。

問4 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の見直しに係る周知・広報について」(平成26年1月22日付け事務連絡)1(1)において、2割負担となる被保険者に対する周知については、説明資料の作成、送付等に要した費用について特別調整交付金又は特別調整補助金を交付する予定であるとされているが、1(1)①イ・ロ及び②に掲げる周知を行った場合に、それぞれ郵送費は交付対象となるのか。

（答）

1(1)①イに掲げる周知については、郵送費も交付対象となる。

1(1)①ロ及び②に掲げる周知については、郵送費は交付対象とはならない。